

引受事務要領

<p>受付方法</p>	<p>水先の求めの受け付けは、次のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>(1) 合同事務所の窓口における受付（所在地：酒田市日吉町 2-4-22-B22）</p> <p>(2) 電話による受付（電話番号：0234-43-8306）</p> <p>(3) ファクシミリによる受付（Fax 番号：0234-43-8309）</p> <p>(4) 電子メールによる受付（メールアドレス： sakatapilot@ceres.ocn.ne.jp）</p>
<p>受付事項</p>	<p>水先の求めの受け付けに当たっては、次のすべての事項について、利用者から情報を得るものとする。</p> <p>(1) 船名、総トン数、全長、喫水、多層甲板船該当の有無、速力及び積荷の種類</p> <p>(2) 船舶所有者（水先法第3条）の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 水先区間及び水先開始予定時刻</p> <p>(4) 輸出免税等（消費税法）該当の有無及び検疫の要否</p> <p>(5) その他利用者から得た特別な事項</p>
<p>当直表</p>	<p>会員の休息時間及び休日を確保し、水先の求めの受け付けを計画的に行うことにより、会員の安全かつ確実な水先業務の実施を確保するため、毎週、翌々週一週間分の会員ごとの水先業務の対応体制等を内容とする当直表を作成し、毎週月曜日までに公表するものとする。</p>
<p>受付条件</p>	<p>水先の求めの受け付けに当たっては、次に掲げる事項のほか、「船舶の航行安全」又は「水先人の安定した供給体制」に支障がないことを条件とするものとする。</p> <p>1 水先人の選任について利用者からの要請が無い場合</p> <p>(1) 原則として、利用者から水先開始予定時刻の15時間前までに申し込みされたものであること。</p>

	<p>(2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情などに基づいて作成する安全運航基準に適合したものであること。</p> <p>2 水先人の選任について利用者から要請がある場合</p> <p>(1) 次のすべての要件を満たすものであること。</p> <p>イ 当該水先人が当該要請を応諾すること。</p> <p>ロ 当該要請が水先開始予定時刻の24時間前までに申し込みされたものであること。(ただし、24時間前を過ぎても当該水先人が当該要請に応じる旨確認できた場合はこの限りでない。)</p> <p>ハ 当該要請に係る水先の時間が、他の要請に係る水先の時間と重複していないこと。この場合の水先の時間とは、水先業務時間だけでなく、移動時間(6時間)及び休息时间(3時間)を含めるものとする。</p> <p>ニ 以下の条件に該当することにより当該水先人以外の水先人の技術的水準の確保に支障が生じるおそれがないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水先に特殊技術を要するバース又は特定の船舶について、当該水先人を含む特定の少数の水先人のみが当該バース又は船舶の水先を行うことになること。 <p>(2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準及び会員の水先業務経験年数等に応じた業務制限基準に適合したものであること。</p>
<p>会員への 連絡</p>	<p>本会が受け付けた水先の求めについては、次に掲げるところにより会員に対し連絡を行うものとする。</p> <p>(1) 水先人の選任に関し利用者から要請が合った場合には、遅滞無く、当該要請のあった会員に連絡するものとする。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合には、当直表の中から、水先人の休息時間の確保その他の事情を考慮して本会が選任し、遅滞無く、当該選任した会員に連絡するものとする。</p> <p>(3) 前二号による会員への連絡方法は、電話、ファックス、その他確実な手段により行うものとする。</p>

水先業務経験等に応じた業務制限（一級水先人）

水先業務 の 経験年数	就 業 範 囲	備 考
3 月未満	危険物積載船及び客船を除く総トン数 1 万トン未満の船舶	2 人乗りの船舶の副水先人は可
3 月以上 6 月未満	危険物積載船及び客船を除く総トン数 3 万トン未満の船舶	
6 月以上 1 年未満	危険物積載船及び客船を除く総トン数 6 万トン未満の船舶	
1 年以上 3 年未満	総トン数 3 万トン以上の危険物積載船及び総トン数 6 万トン以上の客船を除く全船舶	
3 年以上	全船舶	72 歳以上は、総トン数 3 万トン以上の危険物積載船及び総トン数 6 万トン以上の客船にあつては、副水先人に限る。（他に主水先人の適格者がいない場合を除く。）

(注)

- 1 水先業務の経験年数には、他の水先区のものを含む。
- 2 2 人乗りの船舶とは、原則として総トン数 3 万トン以上の大型船及び特殊な状況における船舶をいう。

令和5年6月16日

酒田水先区における安全運航基準 [令和5年一部改正版]

1 水先業務を行う時間

- (1) 入港は、原則として日出薄明時から日没時30分前までの水先人乗船とする。
ただし、危険物積載船及び3万総トン以上の船舶の入港は、日没1時間前までの水先人乗船とする。
- (2) 出港は、原則として06時から21時までとする。
- (3) 所属水先人及び在籍タグボートの数に制約があるため、入出港時刻を調整する場合がある。

2 照明設備

夜間照明の設備されていないバースの入出港は、日出から日没までとする。
ただし、臨時の照明により安全が確保できると認められる場合はこの限りでない。

3 水先人の員数

3万総トン以上の船舶及びデッドシップ等特殊な状況にある船舶は、原則として水先人2名が乗船する。

4 気象・海象による制限

水先人乗船場所における気象・海象
タグボートが運航可能であり、水先人が乗船できる範囲内（概ね有義波高 2.5 m以下）とする。

5 水先人乗船場所

- (1) 3万総トン以上：酒田港南防波堤灯台から246度3海里付近
(北緯38度55分 東経139度44分付近)
- (2) 3万総トン未満：酒田港南防波堤灯台から254度1,090m付近
ただし、総トン数2万トン程度以下の船舶であって、当該船舶の船長が乗船場所を防波堤内に変更することに同意する場合はこの限りでない。

(3) 港内における気象・海象

風速：13 m/s 以下

波高：1 m 以下で、波が防波堤を超えて打ち込む状況にないこと

また、綱取りボートを用いる場合は、当該ボートが運航可能であること

視程：3万総トン未満：1,000 m 以上

3万総トン以上：1 海里以上

5 余裕水深

潮高を加味して海図記載水深に対し喫水の10%以上

6 同一岸壁に係留する2船間の間隔

最小間隔は、原則として次のとおりとする。

ただし、デッドシップ等特殊な状況にある船舶については都度協議とする。

(1) 総トン数30,000トン以上の船舶 35 m

(2) 総トン数30,000トン未満の船舶 30 m

7 タグボート等

(1) 5,000総トン級以下の船舶：1隻

ただし、危険物積載船の入港時及びバース前面が狭隘な水域では風浪等の状況によりタグボート1隻の追加について都度協議する。

(2) 5,000総トン級以上の船舶：2隻

ただし、バウスラスター装備船については、その出力及び気象状況を勘案して1隻を減じることができる。

(3) 5万総トン級の船舶（客船を除く。）：3隻

(4) 5万総トン以上の客船：1隻以上とし、都度協議とする。

8 非常事態

次の場合は、状況により水先業務を行う時間等を制限する。

(1) 酒田港長から避難等に関する勧告が出た場合

(2) 天変地異等により安全が確保できないと認められる場合

(3) その他、水先業務を安全に遂行できないと認められる事象のあるとき

9 協議等

上記の基準は、総則的なものであり、必要に応じ岸壁管理者、船舶運航者、船舶代理

店等と協議検討のうえ、水先の可否等を決定するものとする。

なお、大型客船や危険物積載船が入出港する岸壁等において、その運航基準等が本基準より安全値に設定されている場合はその運航基準等を優先する。